

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	特定疾病の認定	
根 拠 法 令	国民健康保険法施行規則	
根 拠 条 項	第29条の2第8項	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	<p>国民健康保険法施行令 第29条の2第8項</p> <p>被保険者が健康保険法施行令第41条第9項に規定する厚生労働大臣の定める疾病に係る療養(食事療養及び生活療養を除く。)を受けた場合において、当該療養を受けた被保険者が厚生労働省令の定めるところにより市町村又は組合の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等につき受けた当該療養に係る第1項第1号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。</p> <p>[厚生労働大臣が認める治療]</p> <p>① 人工腎臓を実施している慢性腎不全</p> <p>② 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性凝固第Ⅸ因子障害</p> <p>③ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIVを含み、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症に関する治療を受けている人に限る。)</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 6年12月11日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 即日
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 年 月 日最終変更)

<p>審査基準</p>	<p>基準</p>	<p>《特定疾病に係る保険者の認定》  国民健康保険法施行規則 第27条の13第1項  1 令第29条の2第8項の規定による市町村又は組合の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した特定疾病認定申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。  (1) 認定を受けようとする被保険者の氏名、生年月日及び個人番号  (2) 認定を受けようとする被保険者のかかっている令第29条の2第8項に規定する疾病の名称  (3) 被保険者記号・番号  2 前項の申請書には、同項第2号に掲げる疾病にかかっていることに関する医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかっていることを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>《高額療養費算定基準額》  国民健康保険法施行令 第29条の3第9項  ① 1万円〔②に該当しない人〕  ② 2万円〔第1項第2号又は第3号に掲げる場合に該当する者(70歳に達する日の属する月の翌月以後に第29条の2第8項に規定する療養を受けた者及び同項に規定する療養のうち健康保険法施行令第42条第9項第2号に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る療養を受けた者を除く。)]</p> <p>《特定疾病受療証の交付》  国民健康保険法施行規則 第27条の13第4項  第1項の申請に基づき、認定を行ったときは、市町村又は組合は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による特定疾病療養受療証(以下この条において「特定疾病受療証」という。)を、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて当該被保険者に係る資格確認書(認定に係る情報が記載されていないものに限る。)の交付を受けているものに健康保険法施行令第41条第9項に規定する厚生労働大臣の定める疾病ごとに交付しなければならない。ただし、70歳に達する日の属する月以前に受ける療養に係る令第29条の2第8項に規定する厚生労働大臣の定める疾病(健康保険法施行令第42条第9項第2号に規定する厚生労働大臣が定める疾病を除く。)に係る特定疾病受療証については有効期限を定めて交付しなければならない。  (1) 市町村 様式第1号の7による特定疾病療養受療証</p>
-------------	-----------	--